

○産業廃棄物の処分実績報告書の記入上の注意事項

産業廃棄物処分実績報告書を作成する際には、以下の注意事項を確認し、入力例を参考に入力してください。

- 1 ダウンロードした報告書のファイル名には、「000000」に許可番号の下6桁を、「(会社名)」に貴社名を入れてください。
【例】000000(会社名)処分実績-電子様式.xlsx → 123456(群馬県株)処分実績-電子様式.xlsx
- 2 処分した実績がない場合にも、報告書の余白に「実績なし」と入力し、必ず報告書を提出してください。
- 3 前橋市を除く群馬県内に設置されている処理施設の処分に関しては、高崎市又は群馬県に報告書を提出してください。
- 4 移動式施設を設置している場合、県又は駐機場所を管轄している市へ、すべての実績についてまとめて報告書を提出してください。
- 5 シート「処分業の実績報告書」の「許可の種類」の欄は、「産業廃棄物処分業」又は「特別管理産業廃棄物処分業」と入力してください。両方の許可を得ている場合には、それぞれ別に報告書を作成してください。
- 6 「産業廃棄物の種類」の欄は、当該欄を選択すると表示される一覧の中から選択してください。

混合物を処分した場合は、最も割合の多い廃棄物の種類で報告してください。

石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を処分した場合は、廃棄物の種類の後に、「石綿含有」、「水銀使用」又は「水銀含有」と記載した項目が別にあるので、そちらを選択してください。

【例】石綿含有産業廃棄物を含むがれき類 : がれき類 (石綿含有)

水銀使用製品産業廃棄物を含むガラスくず : ガラスくず・コンクリートくず
及び陶磁器くず(水銀使用)

水銀含有ばいじん等を含む汚泥 : 汚泥 (水銀含有)

- 7 「産業廃棄物の種類」や「委託者名称」、「運搬先名称」の各欄は、文字がすべて表示されずに見えなくなっても構いません。
- 8 委託者とは、報告者に処分を委託した者で、一般的には排出事業者が該当します。
- 9 「委託者住所」の欄は、委託者の本社等の所在地ではなく、廃棄物の発生した場所(委託者又は収集運搬業者が廃棄物を積み込んだ場所)の所在地を入力してください。

10 「委託者住所」及び「処分場所」の欄は、都道府県名と市区町村名のみ入力してください。(地番等の入力は不要)

11 「受託量の単位」の欄は、当該欄を選択すると表示される一覧の中から選択してください。選択した「受託量の単位」に誤りのある事例が散見されるので、注意してください。

【誤り例】廃棄物を 10,000kg 処分したにもかかわらず、報告書に 10,000t と記載。

12 「処分方法」の欄は、当該欄を選択すると表示される一覧の中から選択してください。

複数の処分方法を行った場合は、主な処分方法を選択してください。

【例】選別、破碎 → 破碎

圧縮、梱包 → 圧縮

また、該当する処分方法がない場合、類似の処分方法を選択するか又は「その他中間処理」を選択してください。

【例】堆肥化 → 肥料化

破袋分別 → その他中間処理

13 入力する行が足りなくなった場合は、追加してください。ただし、ぐんま電子申請受付システムで報告する際、添付する報告書の容量が 2MB(メガバイト)以上になると報告できませんので、報告書を 2 つ以上に分けて報告してください。

14 最終行等に処分した廃棄物の合計量を記載しないでください。処分した廃棄物の合計量は同ファイル内の別シートにある「処理施設における処分実績報告書」に入力してください。

シートは、ファイルを開いた状態で、画面下方の「処理施設の実績報告書」というタブを選択すると切り替えられます。

○建設工事に伴う廃棄物の場合の注意事項

15 報告者が元請けとなっている工事現場から排出された廃棄物を、報告者が自ら処分した場合は、自己処理となりますので報告は不要です。

16 報告者が下請けとなっている工事現場から排出された廃棄物を、報告者が処分した場合は、「委託者名称」の欄には元請け業者名を、「委託者住所」の欄には当該工事現場の所在地を入力してください。

【報告書の提出方法】

○提出期限：毎年度 6 月 30 日まで（必着）

提出期限の締切日が公休日の場合は、翌営業日までです。

○提出方法

①持参又は郵送（紙、CDなど）

〒371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号

前橋市環境部廃棄物対策課

提出部数：1部（その外、1部を控えとして作成、保管してください。）

②メール

前橋市環境部廃棄物対策課【haitai@city.maebashi.gunma.jp】

あてに送付してください。

なお、送信の際の件名は「産業廃棄物処分実績報告」としてください。

③ぐんま電子申請受付システム

ぐんま電子申請受付システムから電子データによる実績報告も可能です。

https://s-kantan.jp/city-maebashi-gunma-u/profile/userLogin_initDisplay.action?nextURL=CqTLFd04voaUq1FGpPv0ZzQ9f2VYJzSnVtXuWY28Gc%2FMDRGexPw%2B2oNiCAavwADAx1qPRB4HXANp%0D%0ALEjboW9rx%2BOXt9Byuo0ZgRf0ph%2FTyMQyexS3PgxsZuMy0YS35EuhoZhyZKqPFj8%3DcumV1bPgDoE%3D%0D%0A

にエクセルファイルを添付して登録してください。

○報告書の書式について

報告書の書式は前橋市ホームページ(<https://www.city.maebashi.gunma.jp/>)に掲載してあります。

トップページから「組織から探す>環境部>廃棄物対策課>申請書ダウンロード>産業廃棄物処理業関係>産業廃棄物処理業(処分)実績報告」内をご覧ください。

【問い合わせ先】

前橋市環境部廃棄物対策課審査係

〒371-8601 前橋市大手町2-12-1

電話 027-898-5953